

性の課題に対応できる講師リスト（人材バンク）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害児支援の中で性の課題に対応できる人材育成に必要な研修会等を開催する際に、講師に関する情報を掲載したリスト（以下「講師リスト」という。）を整備し、適切な管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（講師要件）

第2条 前条に規定する講師リストに掲載する講師要件は、次の各号で定めるいずれかの内容に該当するものとする。

- (1) 県の障害児等療育支援事業で性教育についての研修会等を開催した際に講師を務めた者
- (2) 福祉保健所で開催される自立支援連絡会議等の中で性の課題に対応できるとして挙げられた者
- (3) その他沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会の中で推薦のあった者等

（講師リストの取扱）

第3条 講師リストは別表のとおりとし、次の各号に掲げる内容により取扱う。

- (1) 前条の(1)により講師を登載する場合は、県障害福祉課の障害児等療育支援事業担当者が事前に講師の同意を得ること。
- (2) 前条の(2)及び(3)により講師を登載する場合は、各福祉保健所及び沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会員等が事前に講師の同意を得て、第2号様式により県障害福祉課に報告した上で、同課で処理すること。
- (3) 前条の講師要件に該当する者を複数有する団体等については、団体として登載できるものとし、取扱については前号によること。
- (4) 講師リストの講師情報に変更が生じた場合は、適宜県障害福祉課で処理すること。
- (5) 講師より講師リストからの取下げに関する申出があった場合は、県障害福祉課で講師リストから削除すること。

（講師の同意について）

第4条 前条により講師リストに講師を登載する際の同意については、第1号様式によること。

（講師リストの活用）

第5条 講師リストの活用については、次の各号に掲げる内容により取扱う。

- (1) 性課題に係る研修会等を実施しようとする者で、講師リストの活用を希望する場合には事前に県障害福祉課へ第3号様式により届出ること。
- (2) 県障害福祉課は、前号により届出があったときは内容を精査し、適当と認められる場合は、第4号様式により届出者に対し情報提供すること。
- (3) 前号で情報提供を得た者は、目的以外で講師リストの利用をしないこと。

（講師リストの管理）

第6条 講師リストの管理については以下に定める。

- (1) 講師リストに関する管理は、この要綱、個人情報に関する法令、条例等の定めにより、県障害福祉課において行う。
- (2) 前条の(2)で情報を得た者は、講師の個人情報に留意し適切に管理すること。また、この情報は講師を派遣するものではないこと。
- (3) 講師の連絡先の変更等、第3条及び第4条によらない講師リストの変更については、内容の変更が生じた場合、適宜県障害福祉課で処理すること。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、講師リストの整備及び管理に関し必要な事項は県障害福祉課長が定める。

附則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。